

第14条 指定居宅介護等事業者は、居宅介護等に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあったときは、その者の意向を踏まえて、その者に対し、速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護等事業者は、居宅介護等に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴い利用者が行う介護給付費の支給申請について必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第15条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第16条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村等、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分証明書)

第17条 指定居宅介護等事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第18条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等を提供した場合は、その期日及び内容その他必要な事項を、当該提供の都度記録しなければならない。

2 前項の規定による記録には、当該記録に係る指定居宅介護等の提供を受けたことについて支給決定障害者等の確認を受けなければならない。

(支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第19条 指定居宅介護等事業者が指定居宅介護等を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができる費用は、その使途が直接利用者の便益を向上させ、かつ、その者に支払を求めることが適當であるものに限るものとする。

2 指定居宅介護等事業者は、前項の規定による支払を求めるときは、その使途及び額並びにその理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、規則で定める支払については、この限りでない。

(支払の受領等)

第20条 指定居宅介護等事業者は、規則で定めるところにより、支給決定障害者等から指定居宅介護等に要した費用等の支払を受けるものとし、又は受けることができる。

2 指定居宅介護等事業者は、規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を得なければならない。

(利用者負担額の管理)

第21条 指定居宅介護等事業者は、支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護等事業者が提供する指定居宅介護等及び他の指定期間障害福祉サービス等（法第29条第1項に規定する指定期間障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）を受けた場合であって、当該支給決定障害者等の依頼があったときは、その者の当該指定居宅介護等及び他の指定期間障害福祉サービス等に係る負担額の合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護等事業者は、その合計額を当該支給決定障害者等に係る市町村等に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定期間障害福祉サービス等を提供した指定期間障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額の通知等)

第22条 指定居宅介護等事業者は、法定代理受領（指定期間障害福祉サービス事業者が法第29条第4項の規定により市町村等から指定期間障害福祉サービスに要した費用について支払を受けたことをいう。次項において同じ。）により指定居宅介護等に係る介護給付費の支給を受けたときは、支給決定障害者等に対し、その者に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

2 指定居宅介護等事業者は、支給決定障害者等から法定代理受領を行わない指定居宅介護等に係る費用の支払を受けた場合は、その者に対し、その指定居宅介護等の内容及び費用の額その他必要と認められる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(基本的な取扱方針)

第23条 指定居宅介護等は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定居宅介護等事業者は、自らその行う指定居宅介護等の質の評価を行うとともに、外部の者によるその評価を受けるよう努めなければならない。

3 指定居宅介護等事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、その提供する指定居宅介護等の質の改善を図らなければならない。

(具体的な取扱方針)

第24条 指定居宅介護等事業所の従業者が提供する指定居宅介護等は、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行わなければならないこと。

(2) 憇親丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。

(3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行わなければならないこと。

(4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行わなければならないこと。

(居宅介護計画等)

第25条 サービス提供責任者は、利用者又はその保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画（重度訪問介護にあっては重度訪問介護計画、同行援護にあっては同行援護計画、行動援護にあっては行動援護計画とする。以下この条及び第43条において同じ。）を作成しなければならない。

- 2 サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、居宅介護計画に基づきサービスを提供している間、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、少なくとも半年ごとに当該居宅介護計画の見直しを行うよう努めるとともに、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、居宅介護計画の変更について準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第26条 指定居宅介護等事業者は、当該指定居宅介護等事業者の従業者の同居の家族が利用者である場合には、当該従業者に当該利用者に対する居宅介護等の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第27条 指定居宅介護等事業所の従業者は、利用者に指定居宅介護等を提供している場合であってその者に病状の急変が生じたときその他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

(市町村等への通知)

第28条 指定居宅介護等事業者は、利用者が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、その旨及びその内容を市町村等に通知しなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第29条 指定居宅介護等事業所の管理者は、当該指定居宅介護等事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護等事業所の管理者は、当該指定居宅介護等事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行ふものとする。

3 サービス提供責任者は、第25条に定める業務のほか、指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(運営規程)

第30条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第34条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護等の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第31条 指定居宅介護又は指定重度訪問介護の事業を行う者は、指定居宅介護又は指定重度訪問介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動中の介護（重度訪問介護を行う場合に限る。）又は調理、洗濯、掃除等の家事を総合的

に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。
(勤務体制の確保等)

第32条 指定居宅介護等事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護等を提供することができるよう、指定居宅介護等事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定め、当該指定居宅介護等事業所の従業者によって指定居宅介護等を提供しなければならない。

2 指定居宅介護等事業者は、従業者及び管理者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(衛生管理等)

第33条 指定居宅介護等事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(重要事項の掲示)

第34条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第35条 指定居宅介護等事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護等事業者は、その従業者及び管理者であった者が、前項の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護等事業者は、他の指定居宅介護等事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ、当該利用者又はその家族の同意を文書により得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第36条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等を利用しようとする者が、これを適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定居宅介護等事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定居宅介護等事業者は、当該指定居宅介護等事業者について広告をする場合には、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第37条 指定居宅介護等事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等（次項において「一般相談支援事業者等」という。）又はこれらの従業者に対し、これらの者が利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護等事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定居宅介護等事業者は、一般相談支援事業者等又はこれらの従業者から、当該一般相談支援事業者等を利用者又はその家族に紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第38条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等を提供した利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護等事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護等事業者は、提供した指定居宅介護等に係る苦情に関し、法第10条第1項、第11条第2項又は第48条第1項の規定により知事若しくは市町村等が行う命令又はこれらの職員からの質問若しくは検査に応じ、及び知事又は市町村等が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護等事業者は、知事又は市町村等からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該知事又は市町村等に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護等事業者は、社会福祉法第85条の規定により同法第83条に規定する運営適正化委員会が行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第39条 指定居宅介護等事業者は、利用者に対する指定居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、県、市町村等、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定居宅介護等事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について、記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

- 第40条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護等の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第41条 指定居宅介護等事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。
- 2 指定居宅介護等事業者は、利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する記録を整備し、その提供をした日から5年間保存しなければならない。

第2節 基準該当居宅介護等

(定義)

- 第42条 この条例において「基準該当居宅介護」とは、居宅介護に係る基準該当障害福祉サービスをいい、「基準該当重度訪問介護」とは、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスをいい、「基準該当同行援護」とは、同行援護に係る基準該当障害福祉サービスをいい、「基準該当行動援護」とは、行動援護に係る基準該当障害福祉サービスをいい、「基準該当居宅介護等」とは、基準該当居宅介護、基準該当重度訪問介護、基準該当同行援護又は基準該当行動援護をいう。

2 この条例において「基準該当居宅介護等事業者」とは、基準該当居宅介護等の事業を行う者をいう。

3 この条例において「基準該当居宅介護等事業所」とは、基準該当居宅介護等の事業を行う事業所をいう。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

- 第43条 基準該当居宅介護等事業者は、当該基準該当居宅介護等事業者の従業者の同居の家族が利用者である場合には、当該従業者に当該利用者に対する居宅介護等の提供をさせてはならない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、その提供をすること

ができる。

- 2 基準該当居宅介護等事業者は、前項ただし書の規定により従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護等の提供をさせている場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る居宅介護計画の実施状況等から、当該基準該当居宅介護等が適切に提供されていないと認めるときは当該従業者に対し適切な指導を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

(その他の基準)

- 第44条 前条に定めるもののほか、基準該当居宅介護等の事業の従業者、設備及び運営の基準は、前節(第21条、第22条第1項、第26条及び第31条を除く。)に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定(第5条を除く。)中「指定居宅介護等」とあるのは「基準該当居宅介護等」と、「指定居宅介護等事業者」とあるのは「基準該当居宅介護等事業者」と、「指定居宅介護等事業所」とあるのは「基準該当居宅介護等事業所」と、第4条第1項中「居宅介護に係る指定障害福祉サービス(以下この章において「指定居宅介護」という。)」とあり、及び第31条中「指定居宅介護」とあるのは「基準該当居宅介護」と、第4条第2項中「重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス(以下この章において「指定重度訪問介護」という。)」とあり、及び第31条中「指定重度訪問介護」とあるのは「基準該当重度訪問介護」と、第4条第3項中「同行援護に係る指定障害福祉サービス(以下この章において「指定同行援護」という。)」とあるのは「基準該当同行援護」と、第4条第4項中「行動援護に係る指定障害福祉サービス(以下この章において「指定行動援護」という。)」とあるのは「基準該当行動援護」と、第5条中「指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護(以下この章において「指定居宅介護等」という。)」とあるのは「基準該当居宅介護等」とする。

第3章 療養介護

(従業者)

- 第45条 療養介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定療養介護」という。)の事業を行う者(以下この章において「指定療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定療養介護事業所」という。)には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 医師
 - (2) 看護職員(看護師、准看護師又は看護補助者をいう。)
 - (3) 生活支援員
 - (4) サービス管理責任者(指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として規則で定めるものをいう。以下同じ。)
- 2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。
- 3 生活支援員及びサービス管理責任者は、専ら当該指定療養介護事業所の職務(規則で定める場合にあっては、規則で定める職務)に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 5 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(設備)

- 第46条 指定療養介護事業所は、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他その運営上必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 指定療養介護事業者がその設置する施設について児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設に係る同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と同項に規定する指定入所支援とを当該施設において一体的に提供している場合における指定療養介護事業所の設備の基準の特例は、規則で定める。

(契約支給量の報告等)

第47条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が入所又は退所をするときは、その期日その他の必要な事項を当該支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、支給決定障害者と指定療養介護の利用に係る契約をしたときは、遅滞なく前項に規定する事項その他必要な事項を当該支給決定障害者に係る市町村等に報告しなければならない。ただし、当該市町村等が報告の必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 前2項の規定は、第1項に規定する事項に変更があった場合について準用する。

(利用者負担額の管理)

第48条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、規則で定める当該支給決定障害者が負担する額の合計額を算定し、これを当該支給決定障害者に係る市町村等に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(市町村等への通知)

第49条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を当該支給決定障害者に係る市町村等に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なく指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき。

(サービスの提供の記録)

第50条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供したときは、その提供した日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 前項の規定による記録には、当該記録に係る指定療養介護を提供したことについて支給決定障害者等の確認を受けなければならぬ。

(記録の整備)

第51条 指定療養介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供をした日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第61

号。以下「障害福祉サービス事業基準条例」という。)第17条第1項に規定する療養介護計画

- (2) 前条第1項に規定するサービスの提供の記録
- (3) 第49条の規定による市町村等への通知に係る記録
- (4) 次条第2項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第28条第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由等の記録
- (5) 第38条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (6) 第39条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第52条 第6条、第8条、第10条、第11条、第13条から第16条まで、第19条、第20条、第22条、第34条、第35条、第36条第1項及び第37条から第39条までの規定は、指定療養介護の事業、指定療養介護事業者及び指定療養介護事業所について準用する。この場合において、第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」と、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第52条第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例第7条に規定する運営規程(第34条において「運営規程」という。)」と、第22条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第1項中「介護給付費」とあるのは「介護給付費及び療養介護医療費」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準条例第4条、第7条、第8条、第16条から第28条まで及び第31条の規定は、指定療養介護の事業、指定療養介護事業者及び指定療養介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定(障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項を除く。)中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準条例第7条第4号中「利用者」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(第16条及び第24条において「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。)第2条第1項第4号の支給決定障害者」と、障害福祉サービス事業基準条例第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第52条第2項において準用する次条第1項」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条第2項中「この章」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第3章」と、障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と読み替えるものとする。

第4章 生活介護

第1節 生活介護

(従業者)

第53条 生活介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定生活介護」という。)の事業を行う者(以下この節において「指定生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定生活介護事業所」という。)には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 医師
- (2) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。)
- (3) 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練

を行う指定生活介護事業所にあっては、理学療法士又は作業療法士（これらの者を確保することが困難な場合には、機能訓練指導員（日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者をいう。）以下同じ。）

(4) 生活支援員

(5) サービス管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 第1項各号に掲げる指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務（規則で定める場合にあっては、規則で定める職務）に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

5 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

（従たる事業所）

第54条 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所の主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。以下この項において同じ。）及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ1人以上は、常勤であり、かつ、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（準用）

第55条 第6条、第8条から第16条まで、第18条から第22条まで、第27条、第34条から第40条まで、第49条及び第51条の規定は、指定生活介護の事業、指定生活介護事業者及び指定生活介護事業所について準用する。この場合において、第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」と、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第55条第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（第34条において「障害福祉サービス事業基準条例」という。）第35条に規定する運営規程（第34条において「運営規程」という。）」と、第34条中「その他の」とあるのは「、第55条第2項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第48条の医療機関その他の」と、第49条第2号中「若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「又は特例介護給付費」と、第51条第2項第1号中「次条第2項」とあるのは「第55条第2項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「前条第1項」とあるのは「第55条第1項において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第49条」とあるのは「第55条第1項において準用する第49条」と、同項第4号中「次条第2項」とあるのは「第55条第2項」と、同項第5号中「第38条第2項」とあるのは「第55条第1項において準用する第38条第2項」と、同項第6号中「第39条第2項」とあるのは「第55条第1項において準用する第39条第2項」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準条例第8条、第16条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条、第31条、第33条、第35条、第37条（第1項ただし書を除く。）、第41条から第45条まで、第47条及

び第48条の規定は、指定生活介護の事業、指定生活介護事業者及び指定生活介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定（障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項を除く。）中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準条例第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）第55条第2項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、障害福祉サービス事業基準条例第17条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、障害福祉サービス事業基準条例第18条中「前条」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第55条第2項において準用する前条」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条第2項中「この章」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第4章」と、障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と、障害福祉サービス事業基準条例第35条第3号中「利用者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第2条第1項第4号の支給決定障害者」と読み替えるものとする。

第2節 基準該当生活介護

（定義）

第56条 この条例において「基準該当生活介護」とは、生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（第122条第3号に規定する特定基準該当生活介護を除く。）をいう。

2 この条例において「基準該当生活介護事業者」とは、基準該当生活介護の事業を行なう者をいう。

（基準該当生活介護の基準）

第57条 基準該当生活介護の事業（規則で定める事業所における事業を除く。）の従業者、設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

- (1) 規則で定める指定通所介護事業者（介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第51号）第85条に規定する指定通所介護事業者をいう。第101条において同じ。）であって、地域において生活介護が提供されていないことなどにより生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護（同条例第84条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を提供するものであること。
- (2) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第58条 前条に定めるもののほか、基準該当生活介護の事業の運営の基準は、第55条第1項において準用する第20条に定めるところによる。この場合における同条の規定の適用については、同条中「指定居宅介護等事業者」とあるのは、「基準該当生活介護事業者」とする。

第5章 短期入所

第1節 短期入所

（基本方針）

第59条 短期入所に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定短期入所」という。）の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の

介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

(従業者)

第60条 指定短期入所の事業を行う者（以下この章において「指定短期入所事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）等には、次に掲げる事業所等の区分に応じ、規則で定める従業者を置かなければならない。

- (1) 次号及び第3号に規定する事業所以外の事業所
- (2) 法第5条第8項に規定する施設が当該施設と一体的に運営を行う指定短期入所事業所を設置する場合における当該施設及び当該事業所
- (3) 前号の施設が当該施設の利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合における当該事業を行う事業所（設備）

第61条 前条第1号に掲げる指定短期入所事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 浴室
- (4) 洗面所
- (5) 便所
- (6) その他運営上必要な設備

2 前項各号に掲げる設備の基準並びに前条第2号及び第3号に掲げる事業所等の設備の基準は、規則で定める。

(対象者等)

第62条 指定短期入所事業者は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供するものとする。

2 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携して、指定短期入所を提供した後においても利用者がその提供前と同様に保健医療サービス又は福祉サービスを利用することができるよう必要な援助に努めなければならない。

(入退所の記録の記載等)

第63条 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等が入所又は退所をするときは、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の期日その他の必要な事項を当該支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所により、当該提供を受けた支給決定障害者等の指定短期入所の量の総量がその者の支給決定を受けた支給量に達した場合は、その者の受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しをその者に係る市町村等に提出しなければならない。

(取扱方針)

第64条 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその介護を行なう者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定短期入所事業者は、自らその行う指定短期入所の質の評価を行うとともに、外部の者によるその評価を受けるよう努めなけ

ればならない。

4 指定短期入所事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、その提供する指定短期入所の質の改善を図らなければならない。

(サービスの提供)

第65条 指定短期入所は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定短期入所事業者は、利用者に対して、当該支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。

4 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、当該利用者に対して食事の提供を行わなければならない。

5 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとともに、適切な時間に提供しなければならない。

6 食事の内容は、県産の農畜産物等を利用するよう努めなければならない。

(運営規程)

第66条 指定短期入所事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 第30条第1号、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事項
- (2) 利用定員（規則で定める場合を除く。）
- (3) 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (4) サービスの利用に当たっての留意事項
- (5) 非常災害対策
- (6) その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第67条 指定短期入所事業者は、利用定員及び居室の定員（規則で定める指定短期入所事業所にあっては、規則で定める利用者の数）を超えて指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第68条 第6条、第8条、第10条から第16条まで、第18条から第22条まで、第27条、第28条及び第34条から第41条までの規定は、指定短期入所の事業、指定短期入所事業者及び指定短期入所事業所について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第66条」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第66条に規定する運営規程」と、「その他の」とあるのは「、第68条第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例第48条の医療機関その他の」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準条例第8条、第19条、第24条、第25条、第28条、第31条、第45条、第47条及び第48条の規定は、指定短期入所の事業、指定短期入所事業者及び指定短期入所事業所について準用する。この場合において、これらの規定（障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項を除く。）中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条第2項中

「この章」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例第5章」と、障害福祉サービス事業基準第25条第3項中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と読み替えるものとする。

第2節 基準該当短期入所

(定義)

第69条 この条例において「基準該当短期入所」とは、短期入所に係る基準該当障害福祉サービスをいう。

2 この条例において「基準該当短期入所事業者」とは、基準該当短期入所の事業を行う者をいう。

(基準該当短期入所の基準)

第70条 基準該当短期入所の事業の従業者、設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

(1) 規則で定める指定短期入所事業者であって、規則で定めるサービスを提供するものであること。

(2) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第71条 前条に定めるもののほか、基準該当短期入所の事業の運営の基準は、第68条第1項において準用する第20条に定めるところによる。この場合における同条の規定の適用については、同条中「指定居宅介護等事業者」とあるのは、「基準該当短期入所事業者」とする。

第6章 重度障害者等包括支援

(基本方針)

第72条 重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定重度障害者等包括支援」という。）の事業は、常時介護を要する利用者であってその介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第73条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業所」という。）ごとに、規則で定める従業者及びサービス提供責任者を置かなければならない。

2 サービス提供責任者のうち1人以上は、専任であり、かつ、常勤でなければならない。

(指定重度障害者等包括支援事業者の要件)

第74条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の設置者でなければならない。

(事業所の体制)

第75条 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に隨時対応できる体制を有していなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第三者に委託することにより、2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を有していなければならない。

3 指定重度障害者等包括支援事業所は、その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有していなければならない。

(障害福祉サービスの提供に係る基準)

第76条 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を提供する指定重度障害者等包括支援事業所（これらの障害福祉サービスを第三者に委託することにより提供する場合における当該提供する事業所を含む。）は、その提供する障害福祉サービスに係る障害福祉サービス事業基準条例又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第63号）に定める基準を満たさなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、その従業者の同居の家族が利用者である場合には、当該従業者に当該利用者に対する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。）の提供をさせてはならない。

3 短期入所又は共同生活介護を提供する第1項の指定重度障害者等包括支援事業所は、その提供する障害福祉サービスに係るこの条例に定める基準を満たさなければならない。

(取扱方針)

第77条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第1項に規定するサービス利用計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うことともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定重度障害者等包括支援事業者は、自らその行う指定重度障害者等包括支援の質の評価を行うとともに、外部の者によるその評価を受けるよう努めなければならない。

4 指定重度障害者等包括支援事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、その提供する指定重度障害者等包括支援の質の改善を図らなければならない。

(サービス利用計画)

第78条 サービス提供責任者は、利用者又はその保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、毎週、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下この章において「サービス利用計画」という。）を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成に当たっては、障害福祉サービスの担当者を招集して行う会議等により、当該担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。

3 サービス提供責任者は、サービス利用計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該サービス利用計画を交付しなければならない。

4 サービス提供責任者は、サービス利用計画作成後においても、当該サービス利用計画の実施状況の把握を行い、少なくとも半年ごとに当該サービス利用計画の見直しを行うよう努めるとともに、必要に応じて当該サービス利用計画の変更を行うものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、前項の規定によるサービス利用計画の変更について準用する。

(運営規程)

第79条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包

括支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。

- (1) 第30条第1号、第2号、第5号、第6号及び第8号に掲げる事項
- (2) 指定重度障害者等包括支援を提供することができる利用者の数
- (3) 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (4) 事業の主たる対象とする利用者
- (5) その他運営に関する重要な事項

(準用)

第80条 第6条から第20条まで、第22条、第27条、第28条及び第33条から第41条までの規定は、指定重度障害者等包括支援の事業、指定重度障害者等包括支援事業者及び指定重度障害者等包括支援事業所について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第79条」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第79条に規定する運営規程」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準条例第24条の規定は、指定重度障害者等包括支援事業所について準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「従業者」と、同条第2項中「この章」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例第6章」と読み替えるものとする。

第7章 共同生活介護

(基本方針)

第81条 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活介護」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第82条 指定共同生活介護の事業を行う者（以下「指定共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活介護事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 世話人
 - (2) 生活支援員
 - (3) サービス管理責任者
- 2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。
- 3 第1項各号に掲げる指定共同生活介護の従業者は、専ら当該指定共同生活介護事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- (管理者)

第83条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2 指定共同生活介護事業所の管理者は、適切な指定共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

(設備)

- 第84条 指定共同生活介護事業所には、1以上の共同生活住居を設けなければならない。
- 2 共同生活住居は、住宅地その他利用者とその家族又は地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、障害者支援施設その他の規則で定める施設の敷地外に設けなければならない。
 - 3 一の指定共同生活介護事業所における共同生活住居の入居定員の合計は、4人以上とする。
 - 4 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
 - 5 一の共同生活住居の入居定員は、2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（知事が特に必要があると認めるときは、30人）以下とすることができる。
 - 6 共同生活住居は、1以上のユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下この節において同じ。）を有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
 - 7 一のユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
 - 8 ユニットに関する基準は、規則で定める。

(対象者等)

- 第85条 指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。
- 2 指定共同生活介護事業者は、利用申込者が入居するときは、その者の心身の状況、生活歴及び病歴等の把握に努めなければならない。
 - 3 指定共同生活介護事業者は、利用者が退居するときは、その者の希望を踏まえた上で、その者の退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、必要な援助を行わなければならない。
 - 4 指定共同生活介護事業者は、利用者が退居するときは、その者に対し適切な援助を行うとともに、その者が利用する保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

- 第86条 指定共同生活介護事業者は、利用者が入居又は退居をするときは、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の期日その他の必要な事項を当該利用者の受給者証に記載しなければならない。
- 2 指定共同生活介護事業者は、前項に規定する事項その他の必要な事項を、遅滞なく利用者である支給決定障害者に係る市町村等に報告しなければならない。ただし、当該市町村等が報告の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(利用者負担額に係る管理)

- 第87条 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者である利用者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者が負担する額の合計額を算定し、その合計額を当該支給決定障害者に係る市町村等に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている支給決定障害者である利用者から依頼があつ